

# サービスを利用するまでの流れ

## ① 介護認定申請（相談）

役場（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業所に相談してください。その場で申請でき、また、申請から認定、サービスの概要を説明します。

福島町役場 保健福祉課 介護保険係 0139-47-3001（代表）  
0139-47-4511（直通）

居宅介護支援事業所 ○ 社会福祉協議会 47-2284  
○ スマイル 47-4265  
○ 陽光園 47-3551

## ② 認定調査・主治医意見書作成

### ○認定調査

保健師などが自宅や病院を訪問し、心や身体の状態を本人や家族から聞き取り調査します。（全国共通の調査票を使用します）

### ○主治医意見書作成

役場から主治医（かかりつけの医師）に依頼し、介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

## ③ 認定審査会（要介護度の決定）

認定調査書と主治医意見書に基づき、医療、保健、福祉の専門的知識をもった委員により認定審査会が開催されて介護度を決定します。

認定審査会は、松前、福島、知内、木古内の渡島西部4町で構成され、月2回開催されています。なお、松前、福島の方の審査については、知内、木古内の委員で審査されます。

介護度には、要支援1～2、要介護1～5までの7段階と、そのほかに非該当（自立）があります。

## ④ ケアプラン作成

介護度が決定したら、居宅介護支援事業所に希望するサービスなどを相談すると、ケアマネージャー（計画作成・調整担当者）が、その人や家族の希望を聞きながら、ケアプランを作成し、各サービス事業者との調整の上、サービスが開始されます。

なお、介護施設への入所申込は、要介護1から要介護5までの認定者に限られていますが、入所については、介護度の高い方や必要性の高い方からの入所となります。

また、福島町の陽光園のような介護老人福祉施設には、原則として要介護3以上の方の入所に限られています。

# 40歳～64歳の人（第2号被保険者）の介護認定申請

介護保険制度では、40歳以上のすべての人が対象で、65歳以上を第1号被保険者、40歳から64歳までを第2号被保険者といいます。

第2号被保険者が介護の認定を受けようとするときは、介護保険法で定められた16の特定疾病により介護や支援が必要であると認定された場合に限られます。

## 16種類の特定疾病

1	がん末期（医師が一般医認められている医学的見地に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
2	関節リウマチ
3	筋萎縮性側索硬化症
4	後縦靭帯骨化症
5	骨折を伴う骨粗鬆症
6	初老期における認知症
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
8	脊椎小脳変性症
9	脊柱管狭窄症
10	早老症
11	多系統萎縮症
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎性及び糖尿病性網膜症
13	脳血管疾患
14	閉塞性動脈硬化症
15	慢性閉塞性肺疾患
16	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症